

協議第 1 号

国民健康保険における新型コロナウイルスに係る傷病手当金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、被保険者である被用者のうち当該感染症に感染した者等に対する、傷病手当金の支給について協議するもの

2 傷病手当金の概要

(1) 傷病手当金とは

被保険者が病気やケガの療養のために一定期間事業又は業務に従事できないときに支給するもの

(2) 各保険者の対応

〔被用者保険では〕

- ・ 既に傷病手当金の制度があり、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されている。
- ・ 休業直近 1 2 か月の標準報酬月額から日額を算出し給付している。

〔国民健康保険では〕

- ・ 保険者において、条例または規約をもって自主的に支給を行うか否かを決めることができる任意給付※となっている。
- ・ 現在、実施している県内市町・中核市はない。

※ 任意給付とは

法律が給付の範囲や内容を定めて、保険者にその実施を義務づけているものを法定給付というのに対し、給付を行うか否か、及びいかなる内容の給付を行うかは市町村の任意に任せているものをいう。

3 国の動向 … 別添

〔厚生労働省 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 1 0 日付け）〕

- ・ 国民健康保険における傷病手当金の支給については、市町村は条例の定めるところにより行うことができるとされているが、国は新型コロナウイルス

ルス感染症の拡大防止の観点から，感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）に対して傷病手当金の支給について検討することを要請した。

- ・ 国は，傷病手当金を支給した市町村等に対し，支給額全額について特例的な財政支援を打ち出した。

4 本市の状況

- ・ 国民健康保険の被保険者の特性として，被用者のほか年金受給者や自営業者，無職の者で構成されており，傷病手当金が限定的な給付であるのに対し，全被保険者の保険税に傷病手当金の見込み額を上乗せすることになり公平性を欠くことや任意給付であることから，これまで制度として実施していない。

5 対応（案）

◎ 特例的に傷病手当金の支給を実施する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的で行われる国の財政支援を活用し，該当する国民健康保険被保険者の生活保障のため，傷病手当金の支給を実施する。

6 その他

- ・ 受付の開始は，条例改正後の令和2年3月下旬を予定する。